

平成十八年五月十七日提出
質問第一一六四号

国会議員からの資料要求を巡る外務省の対応に関する再質問主意書

提出者 鈴木宗男

国会議員からの資料要求を巡る外務省の対応に関する再質問主意書

標記案件については、平成十八年五月八日に質問主意書を提出し、内閣から同年同月十六日に答弁書を受領した（以下、「前回答弁書」という。）。右を踏まえ、追加質問する。

一 「前回答弁書」において、外務省は平成十八年三月に国会議員からの資料要求に応じて、懲戒処分を受けた職員に対する処分説明書の写し九十六通を提供しているにもかかわらず、同年四月十八日付で懲戒免職処分を受けた職員に対する処分説明書の写しを同年同月に資料要求を行った国会議員に対して提供することを拒否したことが明らかになった。わずか一カ月間に同一の性格の資料要求に対する対応を外務省が変更した真意を明らかにされたい。

二 「前回答弁書」において、政府は「一般論として、国会議員からの資料の提供の要求について、提供すべき資料の範囲は法令上定められていない。」と答弁しているが、外務省は国会議員からの資料要求に関して何らかのガイドラインを定めているか。

右質問する。